

銀行法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	1
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）	9
保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	13
信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）（抄）	20
労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）（抄）	22
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律百八十一号）（抄）	24
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律百八十三号）（抄）	24
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	25
外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）	26
商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	26
国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）（抄）	26
信託法（大正十一年法律第六十二号）（抄）	26
社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）（抄）	27
私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	27
金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）	27
行政手続法（平成五年法律八十八号）（抄）	27

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（目的）

- 第一条 この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 この法律の運用に当たつては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

（定義等）

- 第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。
 - 2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。
 - 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
 - 二 為替取引を行うこと。
 - 3 この法律において「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう。
 - 4 この法律において「定期積金等」とは、定期積金のほか、一定の期間を定め、その中途又は満了の時において一定の金額の給付を行うことを約して、当該期間内において受け入れる掛金をいう。
 - 5 この法律において「預金者等」とは、預金者及び定期積金の積金者（前項に規定する掛金の掛金者を含む。）をいう。
 - 6・7 （略）
 - 8 この法律において「子会社」とは、会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。
 - 9（13）（略）
- 第三条 預金又は定期積金等の受入れ（前条第二項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）を行う営業は、銀行業とみなして、この法律を適用する。

（営業の免許）

- 第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。
- 2 内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

3 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の発行済株式の総数に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える株式を適法に保有しているときは、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる基準のほか、当該外国銀行等の主たる営業所が所在する国において、銀行に対し、この法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われると認められるかどうかの審査をしなければならぬ。ただし、当該審査が国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

4 内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 第三項の「銀行等」とは、銀行及び長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）をいう。

（預金者等に対する情報の提供等）

第十二条の二 銀行は、預金又は定期積金等（以下この項において「預金等」という。）の受入れに関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 （略）

（臨時休業等）

第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所又はその代理店の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、当該営業所又は当該代理店の営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所又はその代理店の営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

2 （略）

（銀行の子会社の範囲等）

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 銀行
 - 二 長期信用銀行
 - 三 証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社のうち、証券業（同条第八項各号（定義）に掲げる行為のいずれかを営むもの（以下「証券専門会社」という。）のほか、同法第三十四条第一項各号（業務）に掲げる業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）
 - 四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）
 - 五 銀行業を営む外国の会社
 - 六 証券業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - 七 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第五号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - 八・九 （略）
- 十 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2）7 （略）

（業務の停止等）

第二十六条 内閣総理大臣は、銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該銀行の財産の供託その他監督上必要な措置を命じることができる。

2 （略）

（免許の取消し等）

第二十七条 内閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役若しくは監査役の解任を命じ、又は第四条第一項の免許を取り消すことができる。

(銀行持株会社に係る認可等)

第五十二条の十七 次に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による銀行の株式の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により銀行を子会社とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。

)は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 (略)

4 特定持株会社は、前項の規定による措置により銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

5 (略)

第五十二条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社(以下この条において「申請者等」という。)及びその子会社(子会社となる会社を含む。次号において同じ。)の収支の見込みが良好であること。

二 申請者等及びその子会社が保有する資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。

三 申請者等が、その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

2 (略)

(銀行持株会社の取締役の兼職の制限)

第五十二条の十九 銀行持株会社の常務に従事する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

2 (略)

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第五十二条の二十二 銀行持株会社又はその子会社等(当該銀行持株会社の子会社(内閣府令で定める会社を除く。))その他の当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2) 4 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。))以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 長期信用銀行
 - 二 証券専門会社
 - 三 保険会社
 - 四 銀行業を営む外国の会社
 - 五 証券業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)
 - 六 保険業を営む外国の会社(第四号に掲げる会社に該当するものを除く。)
 - 七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)
- イ 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの(以下この条において「従属業務」という。)
- ロ 第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務(当該銀行持株会社が証券専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。)

八 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の株式等を、銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）

九 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の履行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 （略）

4 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の履行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、銀行持株会社が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として銀行持株会社若しくはその子会社又は銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

（銀行持株会社等による株式の取得等の制限）

第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社（銀行並びに前条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、銀行持株会社又はその子会社が、担保権の履行その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の株式等とその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該銀行持株会社があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の株式

等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

4～8 (略)

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第五十二条の二十七 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 中間業務報告書及び業務報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第五十二条の二十八 銀行持株会社は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第五十二条の二十九 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該銀行持株会社の子会社である銀行(当該銀行の代理店を含む。)の営業所(無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

3 銀行持株会社は、第一項に規定する事項のほか、当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(銀行持株会社等による報告又は資料の提出)

第五十二条の三十一 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行を

子会社とする銀行持株会社に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2・3 (略)

(銀行持株会社等に対する立入検査)

第五十二条の三十二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、当該職員に当該銀行を子会社とする銀行持株会社の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該銀行持株会社の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・5 (略)

(銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二条の三十三 内閣総理大臣は、銀行持株会社の業務又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、銀行持株会社に対し第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、当該銀行持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(銀行持株会社に係る合併、分割又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第五十二条の三十五 銀行持株会社を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併前に銀行持株会社であつた一の会社が当該合併後も銀行持株会社として存続するものに限る。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 銀行持株会社を当事者とする分割(当該分割により営業を承継させた銀行持株会社又は当該分割により営業を承継した銀行持株会社が、その分割後も引き続き銀行持株会社であるものに限る。)は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 銀行持株会社を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(当該営業の譲渡又は譲受けをした銀行持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き銀行持株会社であるものに限る。)は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 (略)

(届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 営業を開始したとき。

二 (略)

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第三十条第二項又は第三項の規定による認可を受けて分割又は営業の譲渡をした場合を除く。)、又は第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。

四 資本の額を増加しようとするとき。

五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 (略)

八 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき。

2) 4 (略)

(認可等の条件)

第五十四条 内閣総理大臣は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 (略)

長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)(抄)

(営業の免許)

第四条 預金の受入れに代え債券を発行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務として営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2・3 (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社として
はならない。

- 一 長期信用銀行
- 二 銀行(銀行法第二条第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)
- 三 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを
行う営業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十四条第一項各号(業務)に掲げる業務その他の内閣府令で定める業務を専
ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)
- 四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)
- 五 銀行業(銀行法第二条第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社
- 六 証券業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)
- 七 保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する保険業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第五号に掲げる会社に
該当するものを除く。)
- 八・九 (略)
- 十 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を
含む。)
- 2 (略)
- 3 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又
は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。)その他内閣府令で
定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議
決権の行使について指図を行うことができるもの(内閣府令で定める株式等を除く。)を含むものとする。
- 4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第七号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定める
もの
 - 二 金融関連業務 銀行業、証券業又は保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
 - 三・五 (略)
 - 六 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社
- イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社

ロ (略)

5 八 その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である保険会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの
5 9 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る認可等)

第十六条の二の四 次に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第三項(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)にならうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

- 一 当該会社又はその子会社による長期信用銀行の株式の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)
- 二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得
- 三 その他政令で定める取引又は行為
- 2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。)は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 4 特定持株会社は、前項の規定による措置により長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

二 証券専門会社

三 保険会社

四 銀行業を営む外国の会社

五 証券業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

六 保険業を営む外国の会社（第四号に掲げる会社に該当するものを除く。）

七 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務（当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）

八（略）

九 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2・3（略）

4 前項の規定は、長期信用銀行等が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた長期信用銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該長期信用銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5・6（略）

保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（免許）

第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

2・6（略）

（株式交換に関し組織変更計画書等に記載すべき事項）

第九十二条の七 第九十二条の五第一項の株式交換を行う場合においては、組織変更計画書及び株式交換契約書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 商法第三百五十三条第二項第一号、第三号及び第六号（株式交換契約書の承認）に掲げる事項
- 二 完全親会社が株式交換に際して発行する新株の総数及び額面又は無額面の別
- 三 社員に対する前号の新株の割当てに関する事項
- 四 社員に対する第二号の新株の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し内閣府令で定める事項
- 五 社員に支払うべき金額を定めたときは、その規定
- 六 相互会社において組織変更の決議をする社員総会の期日及び株式会社において株式交換契約書の承認の決議をする株主総会の期日
- 七 各会社が株式交換の日までに利益の配当若しくは商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）の金銭の分配又は剰余金の分配をするときは、その限度額

（株式移転に関し組織変更計画書に記載すべき事項等）

第九十二条の九 前条第一項の株式移転を行う場合においては、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 商法第三百六十五条第一項第一号、第三号、第五号及び第七号（株式移転事項の承認）に掲げる事項
- 二 社員に対する完全親会社が株式移転に際して発行する株式の割当てに関する事項
- 三 社員に対する前号の株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し内閣府令で定める事項
- 四 社員に支払うべき金額を定めたときは、その規定
- 五 相互会社が株式移転の日までに剰余金の分配をするときは、その限度額
- 六 他の相互会社又は株式会社と共同して前条第一項の株式移転により完全親会社を設立するときは、その旨

2 (略)

（保険会社の子会社の範囲等）

第一百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 生命保険会社

二 損害保険会社

三 銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行（以下「銀行」という。）

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

五 証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社のうち、証券業（同条第八項各号（定義）に掲げる行為のいずれかを営むもの（以下「証券専門会社」という。）

六 保険業を行う外国の会社

七 銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八 証券業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九・十（略）

十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の株式等を、当該保険会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項第二号において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算し、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）

十二（略）

2）8（略）

（届出事項）

第二百二十七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 保険業を開始したとき。

二（略）

三 その子会社が子会社でなくなったとき（第四百二十二条又は第七十三条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲渡又は分割をした場合を除く。）又は第六十六条第四項に規定する子会社対象保険会社等に該当する子会社が当該子会社対象保険会社等に該当しない子会社になったとき。

四 資本の額又は基金の総額を増額しようとするとき。

五 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき。

六 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 (略)

八 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき。

(報告又は資料の提出)

第二百二十八条 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2・3 (略)

(立入検査)

第二百二十九条 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(保険持株会社に係る認可等)

第二百七十一条の十八 次に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社又は保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による保険会社の株式の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 当該会社の子会社による第三条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により保険会社を子会社とする持株会社になった会社(以下「特定持株会社」という。)(は、当該事由の生じた日の属する営業年度終了後三月以内に、当該会社が保険会社を子会社とする持株会社になった旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。)(までに保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き保険会社を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 特定持株会社は、前項の規定による措置により保険会社を子会社とする持株会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内

閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく保険会社を子会社とする持株会社でなくなったときも、同様とする。

第二百七十一条の十九 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この条において「申請者等」という。）及びその子会社（子会社となる会社を含む。第三号において同じ。）の収支の見込みが良好であること。
- 二 申請者等が、その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三（略）

2（略）

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

- 一 生命保険会社
- 二 損害保険会社
- 三 銀行
- 四 長期信用銀行
- 五 証券専門会社
- 六 保険業を行う外国の会社
- 七 銀行業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 八 証券業を営む外国の会社（前二号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 九 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該保険持株会社又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）
 - イ 保険会社又は第三号から前号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第五項において「従属業務」という。）
- ロ 第一百六条第二項第二号に掲げる金融関連業務

十 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の発行済株式の総数等に内閣府令で定める割合を乗

じて得た数又は額を超える株式等を、前号に掲げる会社で内閣府令で定めるものが所有しているものに限る。）
十一 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうとする業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その承認をしなければならぬ。

一 当該業務の内容が、次のイ又はロに該当することから、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。

イ 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。

ロ 当該業務の内容が、国民生活の安定又は国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあること。

二 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の資本の額、人的構成等に照らして、当該申請に係る会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

4 第一項の規定は、同項各号に掲げる会社以外の会社が、保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険持株会社は、その子会社となつた当該会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5・6 (略)

(保険持株会社に係る業務報告書)

第二百七十一条の二十四 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社その他の当該保険持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この節及び次節において「子会社等」という。）の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百七十一条の二十五 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該保険持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該保険持株会社の子会社である保険会社の本店及び支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に

供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

3 保険持株会社は、第一項に規定する事項のほか、当該保険持株会社の子会社である保険会社の保険契約者その他の顧客が当該保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(保険持株会社による報告又は資料の提出)

第二百七十一条の二十七 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、当該保険会社を子会社とする保険持株会社又は当該保険持株会社の子会社(当該保険会社と取引するものに限る。次項において同じ。)に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 保険持株会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(保険持株会社等に対する立入検査)

第二百七十一条の二十八 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社を子会社とする保険持株会社の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社若しくは当該保険持株会社の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該保険持株会社の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社(当該保険会社と取引するものに限る。第四項において同じ。)の営業所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならない。

4 前条第二項の規定は、第二項の規定による保険持株会社の子会社に対する質問及び検査について準用する。

(保険持株会社に対する改善計画の提出の要求等)

第二百七十一条の二十九 内閣総理大臣は、保険持株会社の業務又は保険持株会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険持株会社の子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該保険会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができ。

2 内閣総理大臣は、保険持株会社に対し前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、当該保険持株会社の子会社である保険会社に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(保険持株会社に係る合併、分割又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第二百七十一条の三十一 保険持株会社を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併前に保険持株会社であった一の会社が当該合併後も保険持株会社として存続するものに限る。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 保険持株会社を当事者とする分割(当該分割により営業を承継させた保険持株会社又は当該分割により営業を承継した保険持株会社が、その分割後も引き続き保険持株会社であるものに限る。)は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3・4 (略)

(届出事項)

第二百七十一条の三十二 (略)

2 保険持株会社(保険持株会社であった会社を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 保険会社を子会社とする持株会社でなくなったとき(第五号の場合を除く。)

三・四 (略)

五 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。))又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

六 資本の額を変更しようとするとき。

七・八 (略)

(認可等の条件)

第三百十条 内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律の規定による認可、許可又は承認(次項及び第三百十二条において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 (略)

信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)(抄)

(会員たる資格)

第十条 信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超える事業者を除くものとし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が政令で定める金額を超える事業者を除くものとする。

- 一 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者
- 二 その信用金庫の地区内に事業所を有する者
- 三 その信用金庫の地区内において勤労に従事する者

四 (略)

2 (略)

(信用金庫の事業)

第五十三条 信用金庫は、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 預金又は定期積金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け
- 三 会員のためにする手形の割引
- 四 為替取引

2
17 (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 信用金庫連合会は、会員のために次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 会員の預金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け
- 三 為替取引

2) 13 (略)

(信用金庫の子会社の範囲等)

第五十四条の十五 信用金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 (略)

二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の株式等を、当該信用金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）

三 (略)

2) 7 (略)

8 第一項第一号の場合において、会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一) 八 (略)

九 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2) 6 (略)

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

(法定脱退)

第十七条 会員は、左の事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 解散又は死亡

三 破産

四 除名

五 持分の全部の喪失

2 除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 (略)

(臨時総会の招集)

第四十七条 (略)

2 会員(個人会員を除く。)が総会員(個人会員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

(会員による総会の招集)

第四十八条 前条第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手續をしないとときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、会員(個人会員を除く。)が総会員(個人会員を除く。)の五分の一以上の同意を得たときも同様とする。

(特別の議決)

第五十三条 左の事項については、総会員(個人会員を除く。)の半数以上の代議員(臨時代議員を含む。)が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 (略)

二 解散又は合併

三 (略)

四 事業の全部の譲渡

五 (略)

(金庫の事業)

第五十八条 金庫は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うものとする。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ
 - 二 会員に対する資金の貸付け
 - 三 会員のためにする手形の割引
- 2 13 (略)

(労働金庫の子会社の範囲等)

第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 (略)
- 二 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社
- 三 (略)

2 7 (略)

8 第一項第一号の場合において、会社が主として労働金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

(労働金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 五 (略)
 - 六 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)
- 2 6 (略)

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)(抄)

(信用協同組合)

第九条の八 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

- 一 組合員に対する資金の貸付け
 - 二 組合員のためにする手形の割引
 - 三 組合員の預金又は定期積金の受入れ
 - 四 前三号の事業に附帯する事業
- 2) 11 (略)

(協同組合連合会)

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
- 三) 九 (略)
- 2) 7 (略)

協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)(抄)

(内閣総理大臣の認可)

第三条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 一) 六 (略)
 - 七 中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により同法第九条の八第二項第四号又は第五号に掲げる事業を行おうとするとき。
 - 八 業務の種類又は方法を変更しようとするとき(内閣府令で定める場合に該当するときはを除く)。
- 2) 3 (略)

(信用協同組合の子会社の範囲等)

第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 (略)
- 二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社(当該会社の株式等を、当該信用協同組合又はその子会社のう

ち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）

三 （略）

2～7 （略）

8 第一項第一号の場合において、会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）

第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の子会社としてはならない。

一～五 （略）

六 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2～6 （略）

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（認可の基準）

第二十九条の四 内閣総理大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～四 （略）

五 第二十九条第一項第三号に掲げる業務の認可にあつては、認可申請者の売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものであること。

外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）

（認可の審査基準）

第九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～五 （略）

六 第七条第一項第三号に掲げる業務の認可にあつては、当該支店における認可申請者の売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものであること。

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

（計算書類・附属明細書の作成と監査）

第二百八十一条 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附属明細書ヲ作り取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 営業報告書

四 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案

2 （略）

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）（抄）

第三条 登録国債ヲ移転シ又ハ登録国債ヲ以テ質権ノ目的ト為シタルトキハ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ政府其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

信託法（大正十一年法律第六十二号）（抄）

（信託の公示）

第三条 登記又ハ登録スヘキ財産権ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登録ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス
2 （略）

（信託義務違反）

第三十一条 受託者力信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキハ受益者ハ相手方又ハ転得者ニ対シ其ノ処分ヲ取消スコトヲ得但シ信託ノ登記若ハ登録アリタルトキ又ハ登記若ハ登録スヘカラサル信託財産ニ付テハ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分力信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキニ限ル

社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）（抄）

- 第五条 登録ヲ為シタル無記名社債ヲ移転シ若ハ之ヲ以テ担保権ノ目的ト為シ又ハ之ヲ信託財産ト為シタルトキハ其ノ登録ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ社債ヲ発行シタル会社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 2 登録ヲ為シタル記名社債ヲ移転シ若ハ之ヲ以テ担保権ノ目的ト為シ又ハ之ヲ信託財産ト為シタルトキハ其ノ登録ヲ為シ且社債原簿ニ其ノ旨ノ記載ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ社債ヲ発行シタル会社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第九条（略）

2（略）

- 3 この条及び次条において持株会社とは、子会社（会社がその発行済の株式（社員の時分を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える株式を所有する他の国内の会社をいう。以下この章において同じ。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。以下同じ。）の合計額の会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。第六項において同じ。）に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

4～7（略）

金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～8（略）

- 9 この法律において「金融先物取引等」とは、金融先物取引所の開設する金融先物市場における金融先物取引（以下「取引所金融先物取引」という。）又は金融先物取引所の開設する金融先物市場に類似する外国に所在する市場（以下「海外金融先物市場」という。）において行われる金融先物取引と類似の取引をいう。

10・11（略）

行政手続法（平成五年法律八十八号）（抄）

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イから二までのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)